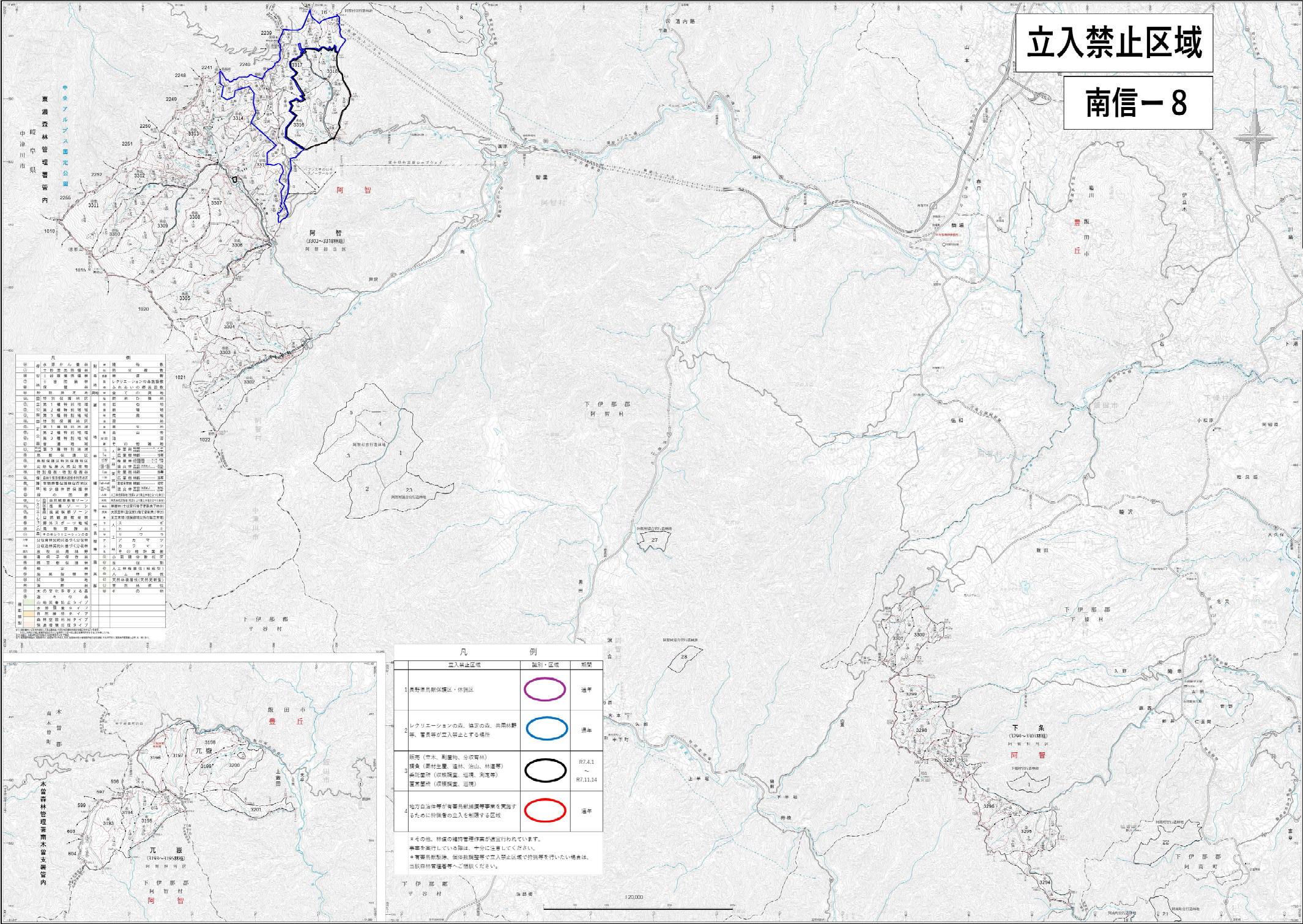




立入禁止区域

南信一8

凡 例		
立入禁止区域	編別・区域	期間
1 奥野黒島獣保保護区・休養区		通年
2 レクリエーションの妨、編定の妨、共同林野等、畜養等が立入禁止とする場所		通年
飯島(竹木、刺藾物、分収育林) 熊島(農村生業、造林、治山、林道等) 神花堂所(収獲調査、巡視、刈荒等) 置業堂所(収獲調査、巡視)		R7.4.1 ～ R7.11.14
地方自治体等が有業島獣保保護等事業を実施するために狩猟者の立入を制限する区域		通年

※その他、林道の維持管理作業が適宜行われています。
※事業を施行している際は、十分に注意してください。
※有業島獣保保護、関係調整等で立入禁止区域で狩猟等を行う場合は、当該森林管理官等へご相談ください。

